

ご家族が受取れる1か月あたりの遺族年金

【試算の前提】

本人（30歳）配偶者（30歳）/子（18歳に達した年度末まで）平均標準報酬額 346,666円

- 会社員：20歳時に国民年金に加入、22歳で厚生年金に加入
- 自営業：20歳時に国民年金に加入

| 区分 | | 会社員・公務員世帯 | 自営業世帯 |
|-------------------|----------------------------------|-----------------------|------------------|
| 受け取る年金 | | 遺族基礎年金 + 遺族厚生年金 | 遺族基礎年金 |
| 18歳未満の子が2人の期間 | | 約 13.8 万円 | 約 10.2 万円 |
| 18歳未満の子が1人の期間 | | 約 11.9 万円 | 約 8.3 万円 |
| 18歳未満の子が いないとき | 妻が40歳未満の場合 | 約 3.6 万円 | なし |
| | 妻が40歳～64歳の 場合 (中高齢寡婦加算を含む) | 約 8.4 万円 | なし |
| | 妻が65歳以後 (妻の老齢基礎年金を含む) | 約 10 万円 | 約 6.5 万円 |

- * 妻が40年間国民年金に加入し、老齢基礎年金を満額受給するものとして計算。
- * 40歳以上で子のない妻（夫の死亡後40歳に達した当時、子がいた妻も含む）が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢の寡婦加算（定額）が加算されます。
- * 遺族厚生年金の年金額は、本来水準の計算式で算出しています。
- * 金額は、千円未満（百円単位）を四捨五入して表示しております。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
 - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
 - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。